

第 36 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 7 年 2 月 13 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 2 時 59 分

出席委員

1 番委員	荒 井 啓 子	2 番委員	野 口 一 盛
3 番委員	斉 藤 喜 兆	4 番委員	杉 崎 一三六
5 番委員	杉 本 明 彦	6 番委員	林 隆
9 番委員	倉 田 邦 昭	10 番委員	榎 本 弘 行
11 番委員	山 口 祐 二	12 番委員	山 内 亜樹子
13 番委員	矢ヶ崎 宏 始	14 番委員	吉 井 美華子
15 番委員	藏 見 洋 久	16 番委員	田 中 敏 夫
17 番委員	石 原 康 裕	18 番委員	加 納 松 男
19 番委員	荻 本 末 子	20 番委員	篠 宮 稔

欠席委員

7 番委員	戸 坂 昭 一	8 番委員	杉 本 富美男
-------	---------	-------	---------

事 務 局

局長	元木勇治	次長	高橋夏美
書記	佐野純子		

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第36回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ18人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、8番議席の杉本富美男委員は、本日、都合により欠席、7番議席の戸坂委員は、本日、都合により遅れる旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしくお願いします。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。早いもので今年も2月に入り、立春が過ぎ、暦の上では春になりましたが、まだまだ寒い日が続いております。インフルエンザ等はやっておりますので、気をつけていただきますようお願いいたします。

さて、今月20日には農業者大会と、それに引き続き祝賀会がありますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。本日の議事録署名委員には、2番議席の野口委員、3番議席の斉藤委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、以上2件を事務局から説明お願いします

○佐野書記　それでは、資料、報告第3号を御覧ください。報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の所有権の移転を行わずに農地を農地以外の地目に転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は布田3丁目●番●、面積は359.02平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。

この土地は京王線布田駅の南側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、

今般、自己転用で駐車場の建設が計画され、地目の変更をするものであります。山口委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、1月8日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月15日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第4号を御覧ください。報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は飛田給1丁目●番●、面積は192平方メートルであります。使用貸付人は●●●●氏、使用借受人は●●●●氏であり、転用目的は戸建て住宅建設であります。野口委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

この土地は京王線飛田給駅の北側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、令和6年6月に相続による買取り申出がなされ、令和6年9月に行為制限の解除となっております。今般、●●●●氏が●●●●氏から土地を使用貸借して戸建て住宅を建設するために地目の変更を行う用地転用になります。

なお、1月21日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月24日に受理通知書を交付しております。

以上で説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問等がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の2件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の議案についてです。日程第4の議案については、調布市農業委員会議事規則第10条において、委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されており、議案に関係する●●委員に一時退席していただきます。

(●●委員退席)

○議長 日程第4、議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題といたします。事務局が朗読します。

○高橋事務局次長 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」、上記の議案を提出する。令和7年2月13日。提出者、調布市農業委員会会長、矢ヶ崎宏始。

○議長 ただいま事務局より朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

○佐野書記 最初に、お配りした資料の確認からさせていただきます。事前にお送りしております議案第1号、資料1と2のほかに、本日机上に事業計画の認定申請書と当日配付資料1、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定時のチェックリストをお配りしております。なお、事業計画の認定申請書は個人情報が含まれておりますので、総会終了後、回収させていただきます。机上に置いておいてください。

それでは、事前にご送付しております議案第1号資料1、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定についてを御覧ください。

番号1について、土地の所在、佐須町4丁目●番●。地目、登記、現況ともに畑。面積340平方メートル。権利、使用貸借権。借受人、●●●●氏。貸付人、●●●●氏。貸借目的、農業経営です。

議案第1号、資料2、都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸借が進んでいますの裏面を御覧ください。当該法律の制度を利用した農業者同士の案件は、これまでに7件御審議していただいておりますので、制度の内容についての説明は割愛させていただきます。

今回、貸借を行うことになったいきさつについてお話しさせていただきます。貸付人と借受人は、農地の貸借についてマインズ農協に相談しておりました。そのため、農協が間に入って調整したところ、両者の間で貸借することで合意が得られたため、このたびの申請になりました。

●●氏は農業者に該当することから、事業計画の認定要件は①、②、③。①については、イからハのいずれかと、2の要件、合計で4つの認定要件を満たしているかを確認することになります。

本案件の事業計画の申請内容について御説明いたします。本日机上に配付しております

事業計画の認定申請書を御覧ください。今回、令和7年1月9日付で調布市長宛てに当該法律に基づく認定申請があり、調布市長から同日付で農業委員会会長宛てに同法に基づく計画の審査依頼がありましたので、本総会で審議していただくことになりました。

本案件について、要件に該当するかどうか事務局で確認した結果を報告いたします。可否の考え方は、当該法律の条文及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律の運用について及び農地法関係事務に係る処理基準についてに基づき判断をしております。

当日配付資料1を御覧ください。事業計画の認定申請書から抜粋した内容を記載しています。認定要件の1つ目「都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う」については、イの「申請者は、申請都市農地において生産された農産物を、主として該当申請都市農地が所在する調布市内のクイーンズ伊勢丹仙川店、神代農産物直売所うまいんず、いなげや調布仙川店、庭先販売等で販売します」と記載があり、要件の「生産した農産物等のおおむね5割以上を申請地のある区市や隣接している区市等で販売する」に該当します。このことから、1つ目の基準に適合していると見ることができます。

裏面を御覧ください。続きまして、2つ目の認定要件である「申請者が周辺的生活環境と調和の取れた申請地の利用を行う」についてですが、認定申請書には「都市環境に調和し、景観に配慮した品種や栽培方法を選択する」「収穫後の農産物の残渣、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、適切に除去する取組を行う」と記載されております。このことから、「適切に除草し、農産物残渣や農業資材を放置しないこと」と適合していることから、2つ目の基準にも適合していると見ることができます。

3つ目の認定要件である「周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないか」については、認定申請書に「近くに住宅や河川があったため、農薬をほとんど使用せず栽培できる芋類を作る」とあります。これは、●●夫妻立会いの下、令和7年1月17日に地区担当の田中副会長と事務局職員で栽培作物などについて確認しており、問題ないことを確認しております。このことから、3つ目の基準にも適合していると見ることができます。

4つ目の認定要件である「耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用するか」は、所有する機械、従事する労働力、農作業に従事する者の技術が備わっているかについてを総合的に勘案して判断します。認定申請書には、申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数などの状況が記載されており、耕運機、トラクター、管理機を所有してい

ると記載があります。

次に、労働力についてですが、申請書には、申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況には、賃借権設定後には年間350日農業に従事するとあり、農作業は本人と妻が従事いたします。

最後の技術についてですが、●●氏は60歳で農作業歴は11年、奥様の●●さんも農作業歴24年のキャリアがあります。このことから、農地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うための技術を有していると見ることができ、4つ目の認定要件にも適合していると見るができます。

以上、4つの認定要件を満たしており、当該申請が都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項第1号から第3号までに挙げる要件の全てに該当することが確認できます。

また、当該法律においては、都市農地の貸借中に農地の所有者に相続が発生した場合、その所有者が借受人の年間従事日数の1割以上の日数を従事していたこととなれば、農業の主たる従事者と認められ、生産緑地の相続人は買取り申出を行うことが可能となります。ただし、農地所有者が主たる従事者と認められるためには、認定申請書に農地所有者の従事内容を記載し、貸付け後は記載した作業等を実際に行う必要があります。

事業計画書の2ページ目の下段に「所有者は、年間50日以上、申請都市農地に係る周辺住民からの相談等の受付対応、当該農地及び隣接道路等の見回りや清掃、農作物の生育状況の連絡等対応する」とあり、●●●●氏の署名があります。このことから、所有者が年間従事日数の1割以上の日数を従事する予定であることが確認できます。

以上で都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定についての説明を終わります。申請のあった認定都市農地の貸付けについて、農業委員会で決定された場合は、調布市長に対し当該事業計画が適当と認める通知を出します。

以上で議案第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御意見、御質問もないようですので、報告のとおり承認することで御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定することといたします。

ここで一時退席した●●委員が席に戻ります。しばらくお待ちください。

(●●委員復席)

○議長　　続きまして、日程第5の報告事項を議題といたします。ア、令和6年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、ウ、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上3件を事務局より説明いたします。

○佐野書記　　それでは、報告事項について御説明いたします。資料、報告事項アを御覧ください。令和6年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和6年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請、第3条の3の届出、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和6年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数1件、面積359.02平方メートル、所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出は件数1件、面積192平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和6年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和6年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容で、今回の総会審議状況で前回から変更となった部分でございます。農地法第4条は、表の上から4段目、駐車場に転用したものが件数4件、面積1,513.02平方メートル、農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数22件、面積1万5,233.02平方メートルであります。内訳の合計は、表の右の合計欄、件数34件、面積2万625.04平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。これは、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は八雲台2丁目●番●外10筆、面積は合計で2,835.14平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。石原委員が

現地確認をしております。

なお、番号1につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いします。資料、報告事項ウを御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてであります。これは、生産緑地にかかわる農地の主たる従事者である旨を証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外2筆、面積は合計で1,015平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。田中副会長が現地確認をしております。

なお、番号1につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書の発行を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問等がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の3件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

○元木事務局長　それでは、その他報告及び連絡事項でございます。

次回の総会についてです。次回の総会は令和7年3月13日午後3時から開催いたします。会場は調布市文化会館たづくり1001学習室となります。役員会は同日午後2時30分からですので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問等がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第36回農業委員会総会を

閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時27分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

2 番委員

3 番委員